

令和7年度

京都市立病院に係る電力の供給 仕様書

京都市立病院機構理念

- 市民のいのちと健康を守ります。
- 患者中心の最適な医療を提供します。
- 地域と一体となって健康長寿のまちづくりに貢献します。

京都市立病院憲章

- 質の高い安全な医療を提供するとともに、地域の医療水準の向上に貢献します。
- 患者の権利と尊厳を尊重し、心のこもった医療を提供します。
- 救急や災害時における地域に必要な医療を提供するとともに、地域住民の健康の維持・増進に貢献します。
- 病院運営に参画する事業者等とのパートナーシップを強め、健全な病院経営に努めます。
- 職員の育成に努め、職員が自信と誇りを持ち、全力で医療に従事できる職場環境を作ります。

地方独立行政法人京都市立病院機構

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下、法人という。）が運営する京都市立病院に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) 需要施設とは、当該契約における電力供給場所をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、法人と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設間の電線路(送電線、配電線、変電所など)を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送配電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省中部近畿産業保安監督部長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督職員とは、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第40条に規定する職員をいい、この契約において京都市立病院事務局管理PFI担当に所属する職員をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。

1 需要施設概要

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 対象建物 | 京都市立病院 |
| (2) 需要場所 | 京都市中京区壬生東高田町1番地の2 |
| (3) 業種及び用途 | 病院 |
| (4) 電気主任技術者 | 法人職員 |

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量等

ア 電気方式	交流三相3線式
イ 標準電圧	20,000V
ウ 計量電圧	20,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	2回線受電
カ 蓄熱設備	
(ア) ヒートポンプ式給湯器	交流三相3線式200V
(イ) 蓄熱設備容量	75.9kVA (消費電力11.7kW 10台)
キ 非常用発電設備	
交流 三相3線式 6kV 500kVA×2台、625kVA×2台	
ク アンシラリーサービス料金対象容量	0kW (なし)

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

(ア) 契約電力 (常時電力) 2,450kW

(イ) 契約電力 (予備電力) 2,450kW

常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量 11,106,639kWh

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの使用量見込み

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。各月の電力使用予定は別表1のとおりとする。

なお、参考として直近各月の最大需要電力計測日の30分電力量を別表2に示す。

(3) 契約期間

令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

(4) 需給地点

需要場所における特高変電所内の託送者の地中引込線立上りケーブル終端箱 (2箇所)

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

(7) 計量日及び計量

- ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。
- イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。
- ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。
- エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(9) 料金制度

- ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。
- イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引（力率割引）を行うことができるものとし、供給者が入札時に設定し、積算に用いた算出式を契約期間適用する。
- ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要がある場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとし、供給者が入札時に設定し、積算に用いた算出式を契約期間適用する。ただし、みなし小売電気事業者（関西電力株式会社）の燃料費調整単価を超えない範囲で設定するものとする。
- エ 供給者は、卸電力市場価格を反映した市場価格調整単価に基づき算定した金額（市場価格調整額）を加算・減算することができるものとし、供給者が入札時に設定し、積算に用いた算出式を契約期間適用する。ただし、みなし小売電気事業者（関西電力株式会社）の市場価格調整単価を超えない範囲で設定するものとする。
- オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

(10) 平均力率

- ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力})^2 + (\text{無効電力量})^2}$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とし、入札金額はこの予定平均力率を用いて算定するものとする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記のない場合又は疑いを生じた場合においては、監督職員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難な場合又は不都合な場合は、監督職員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督職員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、法人が締結する別契約の関係業務について監督職員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は、当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督職員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は、計量装置の検針結果をその都度、監督職員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督職員に報告し、その指示を受けて調整を行う。

なお、報告は監督職員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 資料の提供

ア 供給者は、毎月の30分単位の使用電力量をまとめた資料を、監督職員に電子データ(Microsoft Excelで読み込み可能なデータ形式に限る)により提出する。

なお、資料の様式、提出時期及び提出方法については監督職員と協議する。

イ 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督職員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。

なお、資料の様式及び提出方法については監督職員の指示による。

4 その他

(1) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督職員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(2) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(3) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は法人の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(4) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督職員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督職員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督職員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(5) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督職員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督職員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(6) 協議窓口

当該契約期間中における法人と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に

伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 施設の停電作業予定

特別高圧受変電設備の年次精密点検のため、12月頃の休診日に停電作業を予定している。点検は本線、予備線の停電をループ切替で実施する予定である。

(4) 負荷軽減(休業)日等

原則として、外来診療（救命救急を除く）及び検査部門は、次に掲げる日は休業している。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで